

電気化学協会九州支部 規約

昭和59年2月13日改正

第1章 名称及び事務所

第1条 当支部は電気化学協会、九州支部と称する。

第2条 当支部の事務所を福岡市におく。

第2章 目的及び事業

第3条 当支部は電気化学に関する諸般の産業学術の進歩発達を図り、会員相互の親睦、本部との連絡ならびに電気化学協会の発展を助成するを目的とする。

第4条 当支部はその目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 講演会・講習会及びその他の集会
2. 見学・視察
3. 調査・研究
4. その他の必要なる事項

第3章 組織及び会員

第5条 次の地域内に在住する電気化学協会会員は総て当支部に所属する。
山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・
鹿児島県・沖縄

第4章 役員・役員会及び総会

第6条 当支部に次の役員をおく。

支部長 1名

副支部長	1名
幹 事	若干名（うち常議員若干名）
※監 査	2名
※顧 問	1名

- 第7条 支部長は支部一切の事務を統理する。
- 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはこれに代る。
- 幹事は幹事会を組織し、支部に関する重要案件を審議する。
- 常議員は常議員会を組織し、会務を処理する。

※監査は会計を監査する。

※顧問は支部長の諮問に応じる。また幹事会に出席することができる。

- 第8条 役員は総会において当支部会員中より之を選出する。

役員任期は総会から1年とし、重任を妨げない。

- 第9条 毎年春季に定期総会を開き事務報告、収支決算並びに事業計画・収支予算、その他重要会務に関し、承認又は議決する。但し必要のある場合は臨時総会を開くことができる。総会に於いて会員は書面で議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

第5章 会 計

- 第10条 当支部の経費は本部よりの交付金その他から支弁する。

当支部の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 規約の変更

- 第11条 当支部の規約は総会における出席会員過半数の同意をもって変更することができる。

但し、電気化学協会本部の承認をもって発効する。

※今回改正